

障がいのある方へ 各種手当など のご案内

障がいのある方に対する各種手当・助成制度があります。該当すると思われる方は所定の手続きをしてください。

▽特別障害者手当

●対象：重度の障がいのため、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の方

●身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度で、それらが重複している方か、これらと同等の疾病や精神障がいの方(手帳を取得していません)

※施設入所者と、病院などに3か月を超えて入院している方は除きます。所得限度額超過者は支給停止になります。

●支給額：月額2万6620円

▽障害児福祉手当

●対象：重度の障がいのため、日常生活に常時介護が必要な

20歳未満の方
●身体障害者手帳1・2級の1部、愛の手帳1・2度程度の方か、これらと同等の疾病や精神障がいの方(手帳を取得していません)

※施設入所者と、障がいを理由とする公的年金受給者は除きます。所得限度額超過者は支給停止になります。

●支給額：月額1万4480円

▽重度心身障害者手当

●対象：次のいずれかの障がいのある方

① 重度の知的障がいで、著しい精神症状などのため、常時複雑な介護を必要とする方

② 重度の知的障がいと重度の身体障がい(重複している方)

③ 重度の肢体不自由者で、両上肢、両下肢とも機能が失われ、座っていることが困難な方

※65歳以上の新規申請者、所得限度額超過者、施設入所者、病院などに3か月を超えて入院している方は除きます。

●支給額：月額6万円

▽心身障害者福祉手当
●対象：次のいずれかの障がいのある方

① 20歳以上で、身体障害者手帳2級以上か愛の手帳3度以上の方と、脳性まひか進行性筋萎縮症の方

② 20歳以上で、身体障害者手帳3・4級か愛の手帳4度の方

③ 20歳未満で、身体障害者手帳4級以上か愛の手帳4度以上の方と、脳性まひか進行性筋萎縮症の方

※65歳以上の新規手帳取得(更新)者、所得限度額超過者、施設入所者は除きます。

●支給額

①：月額1万5500円

②・③：月額7千円

▽心身障害者(児) 交通費等助成金

●対象：身体障害者手帳3級以上か愛の手帳3度以上の方

※施設入所者は除きます。

●支給額：月額2400円

▽申請・問合せ

障がい者支援課障がい者相談係

廃棄物減量等 推進員募集

「廃棄物減量等推進員」は、一般廃棄物の減量と適正処理、資源物の資源化・再利用などを市や事業者と協働で推進するための具体的な活動を行います。

ごみの減量や資源化について興味があり、一緒に考え行動していただける方の応募をお待ちしています。

▽任期

4月から2年間

▽会議の開催回数など

定例会は2か月に1回程度、活動は必要に応じて平日の昼間を中心に随時開催します。

▽対象

市内在住の20歳以上の方

▽募集人数

10人以下

▽報償 年額1万8千円

▽応募方法

3月15日(火)までに「ごみの減量や資源化などに関すること」を任意の用紙に400字程度でまとめ、住所、氏名、生年月日、電話番号を記入の上、送付するか直接お持ちください。

▽応募・問合せ

生活環境課清掃・リサイクル係

市ホームページの バナー広告を募集中

市では、ホームページを広告媒体として有効活用し、地域の商工業の発展に役立てるため、バナー広告を掲載しています。

平成28年度も引き続き、広告枠を広告代理店に一括して貸し付け、代理店が広告の掲載事業

者を募集することになりましたので、ぜひご利用ください。

▽バナー広告の掲載申込み

4月1日から平成29年3月31日までの広告掲載は、次の広告代理店にお申し込みください。

●広告代理店：㈱ホープ(〒81010022 福岡県福岡市中央区薬院1-14-15 MG薬院ビル7階、☎092・716・1404、FAX092・716・1467、http://www.zaigenkakuh.com/)

▽問合せ

市長公室

市税などの猶予制度 改正(2016)

市税などを一時に納付できない方が一定の条件に該当すれば、「猶予制度」を受けられる場合があります。

▽徴収の猶予

災害や盗難被害、病気やけが、事業の廃止などの理由により市税などを一時に納付できないと認められる場合、申請により納税が一定の期間(1年以内)猶予されます。

▽換価の猶予

市税などを一時に納付することにより事業継続や生活維持が困難になる場合、納税につき誠実な意思を有すると認められるとき、申請により一定の期間(1年以内)、滞納処分による差押えや差押財産の換価(売却)が一定の期間(1年以内)猶予されます。

▽納税の猶予

市税などを一時に納付できない方が一定の条件に該当すれば、「猶予制度」を受けられる場合があります。

▽徴収の猶予

災害や盗難被害、病気やけが、事業の廃止などの理由により市税などを一時に納付できないと認められる場合、申請により納税が一定の期間(1年以内)猶予されます。

▽換価の猶予

市税などを一時に納付することにより事業継続や生活維持が困難になる場合、納税につき誠実な意思を有すると認められるとき、申請により一定の期間(1年以内)、滞納処分による差押えや差押財産の換価(売却)が一定の期間(1年以内)猶予されます。

▽納税の猶予

市税などを一時に納付できない方が一定の条件に該当すれば、「猶予制度」を受けられる場合があります。

▽徴収の猶予

災害や盗難被害、病気やけが、事業の廃止などの理由により市税などを一時に納付できないと認められる場合、申請により納税が一定の期間(1年以内)猶予されます。

▽換価の猶予

市税などを一時に納付することにより事業継続や生活維持が困難になる場合、納税につき誠実な意思を有すると認められるとき、申請により一定の期間(1年以内)、滞納処分による差押えや差押財産の換価(売却)が一定の期間(1年以内)猶予されます。

▽納税の猶予

市税などを一時に納付できない方が一定の条件に該当すれば、「猶予制度」を受けられる場合があります。

▽徴収の猶予

災害や盗難被害、病気やけが、事業の廃止などの理由により市税などを一時に納付できないと認められる場合、申請により納税が一定の期間(1年以内)猶予されます。

▽換価の猶予

市税などを一時に納付することにより事業継続や生活維持が困難になる場合、納税につき誠実な意思を有すると認められるとき、申請により一定の期間(1年以内)、滞納処分による差押えや差押財産の換価(売却)が一定の期間(1年以内)猶予されます。

▽納税の猶予

市税などを一時に納付できない方が一定の条件に該当すれば、「猶予制度」を受けられる場合があります。

▽徴収の猶予

災害や盗難被害、病気やけが、事業の廃止などの理由により市税などを一時に納付できないと認められる場合、申請により納税が一定の期間(1年以内)猶予されます。

▽換価の猶予

市税などを一時に納付することにより事業継続や生活維持が困難になる場合、納税につき誠実な意思を有すると認められるとき、申請により一定の期間(1年以内)、滞納処分による差押えや差押財産の換価(売却)が一定の期間(1年以内)猶予されます。

▽納税の猶予

市税などを一時に納付できない方が一定の条件に該当すれば、「猶予制度」を受けられる場合があります。

▽徴収の猶予

災害や盗難被害、病気やけが、事業の廃止などの理由により市税などを一時に納付できないと認められる場合、申請により納税が一定の期間(1年以内)猶予されます。

▽換価の猶予

市税などを一時に納付することにより事業継続や生活維持が困難になる場合、納税につき誠実な意思を有すると認められるとき、申請により一定の期間(1年以内)、滞納処分による差押えや差押財産の換価(売却)が一定の期間(1年以内)猶予されます。

▽納税の猶予

市税などを一時に納付できない方が一定の条件に該当すれば、「猶予制度」を受けられる場合があります。

▽徴収の猶予

災害や盗難被害、病気やけが、事業の廃止などの理由により市税などを一時に納付できないと認められる場合、申請により納税が一定の期間(1年以内)猶予されます。

▽換価の猶予

市税などを一時に納付することにより事業継続や生活維持が困難になる場合、納税につき誠実な意思を有すると認められるとき、申請により一定の期間(1年以内)、滞納処分による差押えや差押財産の換価(売却)が一定の期間(1年以内)猶予されます。

ど)が猶予されます。納期限後6か月以内に申請する必要があります。申請に係るもの以外の市税などに滞納がある場合は猶予が認められません。

●申請による猶予は、市税などの納期限が4月1日以降のもの対象です。

●その他

●猶予期間内の各月で猶予された金額の分割納付が原則です。

●分割納付が不履行となった場合、新たに市税などが滞納となつた場合は、猶予が取り消されます。

●猶予期間が3か月を超え、猶予される金額が100万円を超える場合は、担保を提供する必要があります。

●猶予期間中の延滞金は、全部または一部が免除されます。

▽問合せ 徴税課徴税係

つて、キーホルダーを作ります。

▽講師

遠藤裕美さん

▽定員 10人(申込み順)

▽費用 千円(材料費別)

▽申込み・問合せ 萩野センター(☎550・2722)

和布で作るコースター 手芸教室

▽日時 3月16日(水) 午後1時～3時

▽場所 五日市センター

▽内容 和布を使っておしゃれなコースターを作ります。ちょっとしたプレゼントにいかがですか。

▽定員 10人(申込み順)

▽持ち物 裁縫道具

▽費用 800円(材料費込み)

▽申込み・問合せ 五日市センター(☎533・0330)

リボンレイ教室

▽日時 3月22日(火) 午前10時～正午

▽場所 萩野センター

▽内容 リボンレイはハワイの伝統手芸です。リボンを使

ど)が猶予されます。納期限後6か月以内に申請する必要があります。申請に係るもの以外の市税などに滞納がある場合は猶予が認められません。

●申請による猶予は、市税などの納期限が4月1日以降のもの対象です。

●その他

●猶予期間内の各月で猶予された金額の分割納付が原則です。

●分割納付が不履行となった場合、新たに市税などが滞納となつた場合は、猶予が取り消されます。

●猶予期間が3か月を超え、猶予される金額が100万円を超える場合は、担保を提供する必要があります。

●猶予期間中の延滞金は、全部または一部が免除されます。

▽問合せ 徴税課徴税係

つて、キーホルダーを作ります。

▽講師

遠藤裕美さん

▽定員 10人(申込み順)

▽費用 千円(材料費別)

▽申込み・問合せ 萩野センター(☎550・2722)

かんたんマジック講座

▽日時 3月22日から毎月第4火曜日 午後1時30分～3時

▽場所 開戸センター

▽内容 マジックは余興の定番です。仕掛けを手作りし、敬老会や子ども会など地域で披露してみませんか。

▽講師 中村清作さん

▽定員 10人(申込み順)

春の火災予防運動 3月1日(火)～7日(日) 「火の始末 油断しないで 最後まで」

火災予防運動の期間中に、消防団が消防車両による広報活動や看板の設置などを実施します。また、秋川消防署では、3月5日(土)・6日(日)の午前7時30分から午前9時までの間、JR武蔵五日市駅前前山火事予防の広報活動を実施します。

▽重点推進項目

●山火事予防対策

●防火安全対策

●火災予防運動の期間中に、消防団が消防車両による広報活動や看板の設置などを実施します。また、秋川消防署では、3月5日(土)・6日(日)の午前7時30分から午前9時までの間、JR武蔵五日市駅前前山火事予防の広報活動を実施します。

●震災対策

▽消防ふれあいフェア

●日時：3月4日(金) 午前9時30分～午後3時

●場所：秋川消防署秋留台出張所(秋川51612)

●内容：はしご車、ミニ消防車への乗車体験など

▽秋留台公園防災フェスタ

●日時：3月5日(土) 午前10時～午後3時

●場所：都立秋留台公園中央広場

●内容：初期消火体験、AED体験、防災灯り作り、消防ゴーカートやキッズコーナーなど

▽その他

●防火防災診断：消防職員が皆さんのご家庭に伺い、防火防災に対する指導を行います。

●防災訓練：自衛消防訓練など：実施を希望される方は、秋川消防署までご連絡ください。

▽問合せ 地域防災課防災安全係、秋川消防署(☎595・0119)

●毎週木曜日：萩野センター

▽内容 簡単な「読み・書き」と「計算」の練習を週1回約30分の教室と、週6日約10分の自宅学習を行い、脳の活性化を図る教室です。仲間やサポーターの皆さんと楽しく交流しながら学ぶため、認知症予防につながります。

▽講師 脳の健康教室サポーター

▽定員 各センター30人(申込み順)

▽持ち物 筆記用具

▽費用 月3千円(教材費など)

▽申込み・問合せ 萩野センター(☎550・2722)、開戸センター(☎550・2755)、五日市センター(☎533・0330)

脳の健康教室「脳らび」

▽日時 4月5日(水)の水曜・木曜日 午前10時～正午

▽場所 開戸センター

●毎週水曜日：開戸センター、五日市センター